

災害に係る個人事業税の減免制度に関する Q & A

Q. 1 減免の対象になる個人事業税は、何年度のものでしょうか。

- A. 1 当該年度分の個人事業税で、災害を受けた日以後に納期限を迎えるものです。
 例えば、令和5年7月に発生した大雨災害に対して、令和5年度分の個人事業税（令和4年分の事業所得に対して、令和5年度に賦課されるもの）が該当します。

Q. 2 個人事業税が減免になるのはどのような場合ですか。またどのくらい減額になりますか。

- A. 2 減免となる要件及び減免額は以下の表のとおりです。複数該当する場合は、減免額のうちより大きいもので減免します。

減免の対象になる要件	減免額	
災害により被害を受けた事業用資産（棚卸資産、事業用固定資産等）の損害の金額が、事業用資産の総額の10分の3以上、かつ、個人の事業所得金額が1,000万円以下のとき。	事業所得の金額に基づき、下記の区分に応じた割合で減額となります。	
	事業所得金額	事業税の減免額
	500万円以下	全額減免
	500万円超 750万円以下	2分の1を減免
	750万円超	4分の1を減免
災害により被害を受けた資産（住宅又は家財）の損害の金額が、資産の総額の10分の3以上、かつ、合計所得金額が1,000万円以下のとき。	合計所得の金額（※）に基づき、下記の区分に応じた割合で減額となります。	
	合計所得金額	事業税の減免額
	400万円以下	2分の1を減免
	400万円超	4分の1を減免
	※合計所得の金額とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。	

Q. 3 「事業用資産」とは、どのような範囲のものですか。

- A. 3 ここでいう「事業用資産」とは、事業の用に供している建物（付属設備を含む。）、構築物、船舶、車両、機械、器具、備品、運搬具、工具等の有形固定資産及び商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品、消耗品、副産物等の棚卸資産をいいます。
なお、土地及び無形固定資産等は含みません。

Q. 4 「住宅」とは、どのような範囲のものですか。

- A. 4 ここでいう「住宅」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族が常時起居する住宅をいいます。
したがって、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産（別荘等）や、業務の用に供する不動産（貸家等）は含みません。なお、必ずしも自己の生活の本拠であることは要しません。また、当該住宅に付属する倉庫、物置等の付属建物も含まれます。ブロック塀等の構築物については、「住宅」には含みませんが、「家財」の一部に含まれます。

Q. 5 賃貸住宅に住っていますが、「住宅」に被害を受けた場合に含まれますか。

- A. 5 ここでいう「住宅」とは、自己（所得税確定申告で配偶者控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族を含む）の所有するものに限ります。したがって、賃貸住宅にお住まいの場合は該当しません。ただし、賃貸住宅にお住まいの場合は、「家財」の被害により、減免の対象となる場合があります。

Q. 6 「家財」とはどのような範囲のものですか。

- A. 6 ここでいう「家財」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。日常生活に通常必要な程度を超える書画、骨とう、娯楽品等は含みません。
ただし、書画、骨とう、娯楽品等について、1個又は1組の価格が30万円以下のものは「家財」に含めます。

Q. 7 「家財」に車両は含まれますか。

- A. 7 通勤等に使用する自家用車等、一般的に、生活に通常必要な資産に該当する車両は、「家財」に含まれます。

Q. 8 事業用資産や住宅、家財に対する損害の額はどのように算定するのですか。

A. 8 損害額の算定は、被災直前の価格と被災後の価格とを比較して行います。また、被害を受けた資産の復旧にかかった費用等も損額に加えます。ただし、保険金等で損害額が補てんされている場合には、その金額を損害から差し引きます。

具体的には、以下の算式によって算出します。

$$\boxed{\text{損害額}} = \boxed{\text{被災直前の価格}} - \boxed{\text{被災後の価格}} + \boxed{\text{復旧費等の額}} - \boxed{\text{保険金等で補てんされる金額}}$$

Q. 9 損害額を算定する際の「価格」は、何を基準に判断するのですか。

A. 9 損害額を算定する際の「価格」とは、帳簿価格または時価によります。

なお、建物については、原則として固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

Q. 10 事業用資産の被災当時の価格はどのように算定するのですか。

A. 10 原則として、固定資産の損害額については、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格に準じ、それ以外の事業用資産については、減価償却明細一覧表における事業用資産の未償却残高の合計により算定するものとします。（1月から被災した日の属する月までの減価償却分を期末帳簿価格から差し引きます。例：7月に被災した場合、1月から7月分までの減価償却分）

Q. 11 在庫商品についても、事業用資産の損害に含めることはできますか。

A. 11 商品等が損害を受けた場合も、損害額に含みます。この場合の損害金は、売値ではなく仕入れ値によります。

Q. 12 住宅の被災直前の価格はどのように算定するのですか。

A. 12 損害を受けた住宅について、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格を被災直前の価格とします。

Q. 13 家財の被災直前の価格どのように算定するのですか。

A. 13 原則として家財の時価を積算して価格を求めます。時価の算定については、取得価格から減価償却費を差し引く方法によります。

なお、時価の算定が困難な場合は、所得税における合理的な計算例にならない、「家族構成別家財評価額」により算定することもできます。

家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身	加算
29歳まで	500万円	300万円	大人（18歳以上）1名につき130万円を、子ども（18歳未満）1名につき80万円を加算します。
30歳から39歳	800万円		
40歳から49歳	1,100万円		
50歳以上	1,150万円		

（例）夫40歳（世帯主、個人事業主）、妻35歳、子ども12歳の世帯で災害により住宅が半壊し、家財にも相当の損害を受けた場合

家財評価額：1,100万円 + 80万円 = 1,180万円

Q. 14 建物の災害について、り災証明書によって損害額を算定することはできますか。

A. 14 損害額の算定においては、り災証明書だけでは損害額の判定が難しい場合は、り災証明書を発行した市町村に確認のうえ、損害額を算定します。

なお、損害額の算定に用いる「り災証明書」は、秋田県内の市町村長が発行したもので、被害程度の判定が記載されたものに限り、市町村長以外のもので発行したものや、被害程度の判定が記載されていないもの（いわゆる「被災証明書」や「被災届出証明書」等）は、損害額の算定に用いることができません。

Q. 15 建物以外の事業用資産の損害額どのように算定するのですか。また、建物が被災した場合でも、り災証明書がない場合は、損害額をどのように算定するのですか。

A. 15 原則として、申請者ご本人の申告に基づき算定します。参考資料として、会計帳簿や修繕工事・解体撤去工事等の見積書、領収書、税務署での雑損控除や更正の請求等の資料をご提出ください。

なお、損害を受けた後、修理・修繕して原状復帰したものについては、修理・修繕に要した費用を復旧費として計上します。

（例）事業用の機械（被災当時の価格は30万円）が損害を受け、修理したので、35万円か

けて修理して原状復帰した場合。(保険は未加入)

被災直前の価格：30万円、被災直後の価格：30万円（原状復帰したので被災直前の価格と同額とする）、復旧費：35万円、保険金等：0円

→ 損害額 = 30万円 - 30万円 + 35万円 - 0円 = 35万円

Q. 16 損害額の算定に加えることのできる「復旧費等」とはどのような費用のことですか。

A. 16 ここでの「復旧費等」とは、被災した資産の維持・復旧のためにやむを得ず支出した費用をいいます。例えば、以下のような費用が含まれます。

- (イ) 被災した資産を取り壊したり、除去するための費用
- (ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- (ハ) 被災した資産の原状回復のための修繕にかかる費用
- (ニ) 被災した資産の損壊または価値の減少を防止するための費用
- (ホ) 災害により資産に対して現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産にかかる被害の拡大または防止をするため緊急に必要な措置を講ずるための費用

Q. 17 「保険金等」とは具体的にどのようなものが含まれますか。たとえば、生活再建支援金、災害義援金、災害弔慰金などは含まれるのでしょうか。

A. 17 損害金の算定にあたり、損失を補填する目的で支給された保険金等がある場合には、その金額を差し引きますが、具体的には次のような保険金や損害賠償金などが該当します。

- (イ) 損害保険契約または火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金
- (ロ) 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金
- (ハ) 資産の損失により支払を受ける損害賠償金

なお、生活再建支援金や災害義援金、災害弔慰金等は、ここでの「保険金等」には含めません。

Q. 18 申請期限はいつまでですか。

A. 18 減免申請書は、災害が止んだ日から1月を経過した日又は当該事業税の納期限の日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。詳しくは、県公式ホー

ムページ美の国あきたネットに掲載している「個人事業税の災害減免制度に係る申請手続きについて」をご確認ください。

Q. 19 減免申請をしようと思っていますが、納期限が過ぎてしまいそうです。納付せずにいてもよいですか。

A. 19 申請期限の延長や徴収の猶予が受けられる場合があります。申請が納期限を過ぎる場合には、総合県税事務所へご相談ください。

Q. 20 申請手続きに必要な書類は何ですか。

A. 20 申請される場合には、下記の書類をご用意ください。やむを得ず用意できないものがある場合には、総合県税事務所にご相談ください。

提出書類		事業用資産の被災	住宅・家財の被災
個人事業税減免申請書 (総合県税事務所又は支所の窓口に備えているほか、県公式ホームページにも様式を掲載しています)		○	○
添付書類	罹災証明書または被災証明書	○	○
	事業用資産の被災当時の価格が確認できる書類 (市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書、減価償却一覧表、青色決算書等)	○	
	住宅・家財の被災当時の価格が確認できる書類 (市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等)		○
	復旧のために支出した費用の額のわかる書類 (領収書、見積書等)	△	△
	保険金等の補てん金額のわかる書類	△	△
	その他総合県税事務所から求められる書類	△	△

○ 必ず提出するもの(用意できない場合は、総合県税事務所までご相談ください)

△ 必要に応じて提出するもの(復旧費等の支出や保険金の受領がない場合は必要ありません)

Q. 21 減免申請をしましたが、その後はどうなるのですか。

A. 21 総合県税事務所で内容を審査し、減免が承認された方には、後日送付済みの納税通知書（当初分）に対する減額通知書を送付します。また、審査の結果、減免が不承認となった方には、不承認通知書を送付します。

なお、審査には時間を要する場合があります。申請された方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。